

今月のテーマ

《著者・斎藤貴男さんに聞く》 安永健太さんは なぜ死んだか

■「いつまでできたのか」

2007年9月、佐賀市で中度の知的障害のある安永健太さん（当時25歳）が仕事から自転車で帰宅途中、不審者とまちがわれて警官たちに取り押さえられ、路上で命を落としました。報道で最初にこの事件のことを知ったとき、「ここまでできたのか」と感じたのを覚えています。

私は2000年に『機会不平等』を出版して格差の問題を追いかけてきました。障害者の問題に限らず身分格差みたいなものは昔からあったわけですが「それではないいなんだ。人間は平等なんだ」という建前が戦後の社会にはありました。90年代に入ってパブルが崩壊し、規制緩和（今でいう構造改革）によって「平等」の建



「健太さんはなぜ死んだか 警官たちの「正義」と障害者の命」
山吹書店 本体1500円

前がどんどん崩れていきました。「機会不平等」は、それまで差別されてこなかった人、平等の建前を享受していた人たちが、どんな格差をつけられていく過程を追った作品です。でも、その後で、「人間は平等」という建前さえもなくなっていく格差の問題は、次第にそれが当たり前になっていき、物書きのテーマにもなりにくくなっていったのです。

昨年6月、健太さんの事件の最高裁判決（7月1日）ができる時期に、この本を書くことになりました。資料を読み直し、裁判の経過も聞いて「ここまでできたのか」と感じていた第一印象はまちがっていなかったと確信しました。

この事件の本質は差別です。小泉純一郎さんや石原慎太郎さんは熱狂的に支持されましたが、「彼

らは差別するから人気がある」と私は感じていました。誰でも、内なる差別はあるかもしれません。それではいけないというのが常識でも、克服するには理性が必要で、規制緩和で閉塞状況に追いやられ、その理性を保つことができなくなると、自分より弱い者を見下すことで内面のバランスを取ろうとする人々の心理に、彼らは付け込んだのです。差別は正しいことなんだ、どんどんやるべし、とね。

■警察と障害者

健太さんは、5人の警察官から10分間にわたって上から押さえつけられ、暴力を受けました。目撃者の証言では、現場には10数人から40人の警官と15台前後のパトカーが集まっていたと言います。そ

者会議の報告書を見ると、施設の防犯を強化しよう、精神保健福祉法を改正して措置入院患者への対応を見直そうという話ばかりで、事件の本質ではなく、この事件を利用して監視社会につなげたいと思惑が見え見えます。

安倍首相も防犯強化と精神障害者への対応の話しかしていません。最初U被告が安倍さん宛に手紙を書いていたことも、安倍さんなら自分の気持ちをわかってくれろと思っていたのではないでしょう。U被告は今の日本社会の忠実な実践者だったのかもしれない。小泉さんも石原さんも安倍さんも、「障害者を殺せ」とまでは言っていないが、生産性の低いものは排除するのが正義だというメッセージを発信し続けていた。健太さんや相模原の事件は、2000年代以降の世の中の影響を多分にうけていると思います。

■内なる差別

私自身、内なる差別を完全に克服できているかという自信はありませんけれど、長い取材の積み重ねで、誰かのことをある属性でカテゴライズして「こいつらは……」というような言い方をするのはやめようと心がけるようになり

のなかの誰か1人でも健太さんの障害に気がついて適切な対応をしていけば、事件は起こらなかったのではないのでしょうか。

この社会には障害のある人がたくさんいます。警察官は一般の人よりも障害者と関わる機会が多くあるでしょう。警察官には障害のある人への対応についてしっかり学んでもらう必要があります。警察庁自身がまとめた「障害をもつ方への接遇要領」もあるわけですから、徹底して教育し、チェックしあいながら仕事をするのが当然です。

事件後の刑事裁判、民事裁判では警察側の落ち度は認定されませんでした。戦前から戦後にいたるまで、警察は組織防衛が第一であることはなにも変わっていないと思います。私が直接取材した事件でもいつもそうでした。警察は絶対に謝らないし裁判にはまず勝てない。そもそも訴えが受理されることありません。よほど有力な目撃者や証拠がない限り起訴もされません。そういう時のために開かれた制度である付審判請求が受け入れられたのもごく一部です。認められたとしても、検察は一度不起訴しているわけだから、その検察官が出てくるのはおかしい



さいとう たかお / 1958年生まれ。ジャーナリスト。著書に『機会不平等』（岩波現代文庫）、『ルポ改憲潮流』（岩波新書）、『心と「国策」の内幕』（ちくま文庫）、『消費税のカラクリ』（講談社現代新書）、『「東京電力」研究 排除の系譜』（角川文庫）、『戦争のできる国へ—安倍政権の正体』（朝日選書）、『失われたもの』（みすず書房）、『国民のしつけ方』（集英社インターナショナル新書）ほか多数。

■相模原事件と 通底している問題

という理屈で、検察官はでてこないんです。裁判所が弁護士会に依頼して、そこで推薦された弁護士さんが検察官の役を演じる。プロの検察官ではないので警察に軽んじられて、警察内部の情報がとれないわけです。結局人道的に責めるしかなくて、警察官や自衛官が人のいのちに関わる事件をおこしても、たいがいおとがめなしという現実になってしまっています。警察や裁判による差別は、それだけを批判しても意味がありません。社会全体の意識の反映なので、障害がない人が健太さんと同じような目にあつたらもつと騒ぎになるのに、障害者の場合は大きく報じられない実態を、私たちはどう考えるべきでしょうか。

本の中では相模原障害者施設殺傷事件と優生思想にもふれました。健太さんの事件と通底しているのはやはり差別でしょう。相模原事件で言えば、U被告は犯行予告を衆議院議長の公邸に持参し、それが警察にわたって、警察はかながわ共同会（やまゆり園の指定管理者である法人）に伝えたのに手紙は見せようとしなかった。「防犯カメラをつけた方がいいですよ」とアドバイスして、多少はパトロールもしたそうですが、たとえば財界人の家なら扱いが違うと思います。事件の後もそうですよ。神奈川県や厚生労働省の有識

ました。内なる差別を克服するには、自分のなかに差別する心があることに気づくこと、意識することだと思っています。意識すること自体が差別ではないかという議論もあるだろうし、それもまた真理だとも思います。少なくとも現状では、この段階からやり直していくしかないのではないのでしょうか。私は人が人を差別することは恥ずかしいことだと思えます。人が人を差別するのは、その人に対して失礼な話ですが自分自身が恥ずかしい。お互いもつと人として恥ずかしくない生き方、態度で生活しようじゃないかと。

本書には、日本政府も批准した障害者権利条約の条文を掲載しました。差別をなくそうという世界的な潮流は広がっています。憲法を変えようとする勢力が力をもつ日本は楽観できる状況ではありませんが、声をあげ続けていくしかないと思います。

*付審判請求 公務員の職権乱用罪などについて、検察官が不起訴処分にした場合、告訴・告発人が裁判所に審判に付すよう請求できる制度。裁判所が起訴すべきだと判断し、付審判すると、起訴と同じ効力を持つ。裁判所は検察官役を務める弁護士を選び、刑事裁判と同様の手続きで審理が進む。